最終更新日：2016年4月1日
日本エアーテック株式会社
代表取締役社長　平沢　真也
問合せ先：03-3872-9192
証券コード：6291
http://www.airtech.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は企業価値を確実に高め続けるという経営の基本方針の実現を目的とした、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等様々な利害関係者との関係における企業経営上の法令・倫理の遵守と透明性・公正性の向上、監視体制の強化及び仕組みの整備とこれらに必要な施策の機動的・効率的な実施が企業統治（コーポレートガバンス）に関する基本的な考え方であり、最も重要な課題のひとつと位置付け、組織、・諸制度の改善・改革に取り組んでまいります。
当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名を含み監査役会合計4名で構成され、毎月1回定期的に監査役会を開催しております。なお、当社と当社の社外監査役の人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係において、特筆すべき関係はありません。
当社は毎月1回定期的に取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、業務の執行を監督しております。取締役会には社外監査役を含む4名の監査役も出席し、必要に応じて意見を述べ、公正・客観的な立場から厳正に取締役の職務執行を監査しております。又、必要に応じて取締役及び監査役を構成員とした臨時の取締役会又は打合せ会を開催し、重要議案について随時事前協議を重ね、法令遵守（コンプライアンス）並びに迅速な意思決定を行い、効率的で迅速な業務執行を図っております。なお、委員会当設置会社への移行につきましては、現在のところその計
画はありません。
内部監査室は全部署・事業所の内部監査及び調査を計画的に実施し、改善事項の指摘・指導を行っており、その内容は社長に報告されております。又、監査役は必要に応じてこの内部監査に同行し、内部監査状況を監視できる実効性の高い体制としております。
会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を結んでおり、その会計監査を受けている他、必要に応じて会計監査人と監査役会は意見交換を行っております。又、税務については税理士法人平川会計パートナーズと顧問契約を結び指導を受ける等、外部の専門家の目を通して経営の透明性及び法令遵守に努めております。
株式公開企業として、株主・一般投資家への積極的な必要且つ十分な説明責任（アカウンタビリティー）が生ずる事は当然ですが、広く一般社会に対する説明責任も重要であるとの認識から、管理本部IR担当では、広報窓口一元管理による情報の公平性を保つと共に、公開企業として要求される広報の水準向上に努めてまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
エアーテックアシスト株式会社	1,758,000	19.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	616,900	6.80
平沢　紘介	408,400	4.50
近藤　芳史	186,900	2.06
資産管理サービス株式会社（信託B口）	148,600	1.64
日本エアーテック従業員持株会	126,597	1.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	119,800	1.32
近藤　芳世	99,600	1.09
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券会社）	96,500	1.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	94,900	1.04

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部

決算期 更新	12 月
業種 更新	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森嶋　正道	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森嶋　正道	○	元民間企業役員歴任、前当社社外監査役	会社経営者を歴任し、その経験と幅広い見識を当社経営に反映してもらう為

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名

監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は年間監査計画に基づき行った監査結果及び取締役会への出席などから得た結果を基に、日常の取締役の執行状況及び会計監査について、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）と定期的に少なくも年2回の意見交換を行っており、又、必要に応じ随時、意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況
当社の内部監査室は社長直轄の独立した部門であります。内部監査は業績の向上、財産の保全・活用に資することはもちろんコンプライアンスの充実を目的として行っており、この目的を達成するために、内部監査室は年間計画に基づき、全部署の会計、業務、特命に関わる内部監査及び指導・助言を行っております。その内容は監査役から要請があれば提出し監査役からの助言・指導を得ており、必要に応じて内部監査状況を監査役立会いの下、行っており、常に相互で連携をとっております。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
平輪　政道	他の会社の出身者													○
山崎　淳司	学者													○
佐藤　田鶴子	学者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平輪　政道	○	元民間企業役員、監査役歴任	役員、監査役の経験と見識を当社監査に反映してもらう為
山崎　淳司		現大学教授	学者としての経験と幅広い知識を当社監査に反映してもらう為
佐藤　田鶴子	○	現大学名誉教授	学者としての経験と各種専門委員会における委員（医薬品・医療機器総合機構専門委員、中央社会保険医療協議会専門委員等）として、長い経験と幅広く、かつ専門的な知識を当社監査に反映してもらう為

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

インセンティブに関しては、取締役と従業員は一体であり、業績向上を目指し一丸となって取り組むことが当社の方針であります。従って、業績向上時には全従業員及び取締役に対し、賞与及びストックオプション制度にて利益を還元することを基本的な考えとしております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

取締役〇名、従業員〇名（平成28年４月１日現在権利行使残人数）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬には年間報酬及び役員賞与が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役は定期的に毎月１回行われる定時取締役会に先立ち行われる社長を含む役員会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。
社外監査役は定期的に毎月１回行われる定時取締役会に先立ち行われる監査役会に出席し、取締役会に提出される資料全てを監査し、その後に行われる取締役会に出席し意見を述べております。社外監査役に対しては、常勤監査役の指示により内部監査室及び総務部が全面的にサポートしております。これら内部監査室員及び総務部員は監査役よりの命令事項に関しては取締役は一切関与できないことになっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

・コーポレートガバナンスに関する現状の体制の概要及び現体制を採用している理由
当社は監査役設置会社であります。経営管理体制としての監査役会は、常勤監査役1名 と社外監査役3名で構成されております。毎月1回定期的に行われる取締役会、役員会、 及び監査役会、臨時に行われる取締役会等に出席し必要に応じて意見を述べ、公正・客観的な立場から厳正な取締役の職務執行を監査しております。
内部業務監査においては、内部監査室の専任者は、1名でありますが、必要に応じて管理本部数名を動員し、全部署・事業所の内部監査及び調査を計画的に実施しております。
なお 監査役は必要に応じて内部監査に同行し、内部監査状況を監視できる実行性の高い体制としております。会計監査については、有限責任監
査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けるとともに必要に応じ、監査役会は同監査法人と意見交換を行っております。又、税務については、税理士法人平川会計パートナーズと、顧問契約を締結しており、指導を受ける等、外部専門家の目を通して経営の透明性及び法令遵守につとめております。以上が現状の体制であります。
従って、当社は社外監査役による独立・公正な立場で、客観的に取締役の職務の執行に 対する有効性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えているとの判断から、現状のガバナンス体制を維持することとしております。

所属監査法人	氏名	継続監査年数
有限責任監査法人トーマツ	指定有限責任社員 業務執行社員 林 敬子	５年
有限責任監査法人トーマツ	指定有限責任社員 業務執行社員 鳥居 宏光	１年

・監査役の機能強化に向けた取り組み状況
当社における監査役監査は常勤監査役１名、社外監査役3名の構成としております。法定での監査役数に対し緊急の欠員を考慮し4名体制とし

ております。

常勤監査役は従業員から取締役を経て監査役に就任し、当社の事業及び経営に精通しておりその経験より監査役監査を行っています。又、社外監査役3名は各々、永年に渡り他社企業経営、監査役・学者を歴任した経験から財務、会計分野を、会社経営者としての経験はありませんが、国内はもとより管理者として海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識を、そして永年の会社経営者の経験と幅広い見識を各々の分野で知見を有し、監査役監査を行っております。
なお、独立役員には「一般株主と利益相反が生じるおそれがあると判断する場合の判断基準」において該当しない全ての社外監査役を指定し株主
保護の一端を担うことといたしました。

・独立役員
当社は社外取締役及び社外監査役全てを独立役員に指定しています。「東京証券取引所の独立役員に関する独立性」を満たしているため、監査役会および取締役会の了承を得て、独立役員に指定し同所へその旨、届けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。
当社は、社外監査役による監査を実施しており、客観的な立場から経営監視機能を果たしております。又、社外監査役は毎月1回開催される定時取締役会及び監査役会に出席しており、経営の透明性、適法性などの監視機能体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は定期的実施はしておりませんが、積極的に機関投資家との面談を実施しております。(概ね8社／半年)。	なし

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社発行の社内報エアーテックニュースを定期的に発送しております。ホームページでは決算短信及びその他の情報開示を行っておりますが、より一層充実した内容に努力してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。
1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）法令、会社の社会的責任、企業倫理等を踏まえた会社全体を考慮した職務の執行が求められる。
（2）取締役及び使用人の職務の執行についての監督、監査は相互の監視・監督、監査役の監査の範疇で行われて来た所ではあるが、更に善管注意義務等促進に向けては、いわゆる内部統制システムを構築し、システムを通じて業務の適正を確保することとする。
（3）コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを取締役及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
（4）内部統制システム構築の徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に使用人教育等を行う。
（5）内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。
（6）法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を整備する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）文章管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文章または電磁的媒体（以下、文章等という）に記録し、保存する。
（2）取締役及び監査役は、文章管理規程により、常時これらの文章等を閲覧できる。
（3）情報システム運用管理規程に従い、情報システムを安全に管理・維持する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下の項目等をリスクと認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
　1 災害　　4 コンプライアンス
　2 品質　　5 情報セキュリティ
　3 環境　　6 輸出管理
（2）リスク管理体制の基礎として、リスク管理規定を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要項目については、事前に、会長・社長を含む役員会議において議論を行
い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
（2））取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規定、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを役職員が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。またその徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に役職員教育等を行う。
内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
これら活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報システムを整備する。

6．企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループは当社及び関連会社1社で構成されているが、その管理は各々の事業に関して責任を負う取締役を任命し、関連会社管理規定により推進し管理する。

7．監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査役の指揮命令に従わなければならない。。

8．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効性に行われることを確保するための体制
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）取締役または使用人は、監査役会に対して、決定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る社内通報システムによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。
（2）社内通報制度は、総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。
　社内通報制度は匿名での通報を認めること及び通報をした者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。
（3）報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として監査役会と会長、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

9．社内通報制度は、総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。
　監査役の職務の執行について生ずる費用については、予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き拒むことができない。
　監査役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

10．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　当事業年度において、当社における業務の適正を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。
（1）重要な会議の開催状況
　当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社の取締役会を19回開催したほか、当社グループの各責任者が出席する会議を1回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営課題の対応について検討致しました。
（2）監査役の職務の執行について
常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営戦略全体会議及び経営会議に出席し、取締役の職務の執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。
（3）内部監査の実施について
内部監査室は、内部監査計画に基づき内部監査を実施致しました。
内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、代表取締役社長が自ら委員会の長ととなり、組織全体として反社会的勢力による不当要求に対し、従業員および株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。
また、反社会的勢力に対する不当要求に備えて、警察および弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築してまいります。
さらに反社会的勢力との取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求は拒絶し且つ法的対応を行い、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は一切行わない強い意志を以って対処してまいります。基本的には以下の方針を掲げ推進してまいります。
反社会的勢力による被害を防止するための基本方針
（1）組織としての対応を行う。
（2）外部専門機関（警察、弁護士等）との連携を緊密に行う。
（3）取引を含めた一切の関係は遮断する。
（4）有事における民事と刑事の法的対応を取ることとする。
（5）裏取引や資金の提供を一切禁止とする。

2. 反社会的勢力に向けた整備状況
当社は反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、内部統制に関わる委員会同様、代表取締役社長が委員長となり、委員は各役員および部門長で構成する所存であり、企業倫理および社内規則等の明文化と合わせ組織全体として、反社会的勢力による不当要求に対し、従業
員および株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。
また、平素からの対応状況につきましては以下のとおりとします。
（1）代表取締役社長は反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考えおよび基本方針を社内外に宣言し、社内体制の整備および従業
員の安全確保ならびに外部専門機関との連携を取るなどの取り組みを行い、その結果を取締役会等に報告いたします。
（2）対応統括部署は管理本部総務部とし、不当要求責任者は取締役管理本部長とします。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。
a. 対応マニュアルの整備につきましては、現在「内部統制マニュアル」「リスク管理規程」等でもうたっておりますが、一層の充実を図るべく努力してまいります。
b. 反社会的勢力であるかどうかについては、常に、注意を払うと共に、反社会的勢力とは知らずに不幸に関係を有した場合は、速やかに関係を解消します。
c. 反社会的勢力が取引先および株主となり、不当要求を行う場合を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入と、自社株の取引状況確認の努力をいたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

参考資料：模式図＜別添＞